

## 幼児教育・保育無償化に伴う利用料および 待機児童支援助成金の申請について (令和4年10月～12月分)

☎ 子育て支援課 子育て係  
☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152・154)

次の利用料無償化や待機児童支援助成金の対象となっている人は、3か月ごとの手続きが必要です。

利用料などの種類	必要な手続き	締め切り
①届出保育施設の利用料	<b>10月～12月分利用料償還払いの申請</b> ※①～③の利用料無償化の対象となるためには、事前に認定を受ける必要があります。	申請書提出締め切り 1月31日(火)
②私立幼稚園の預かり保育利用料	※認定を受けた後の償還払いの申請について、詳しくは認定通知書に同封した書類をご覧ください。	
③認定こども園1号の預かり保育利用料		
④待機児童支援助成金	<b>10月～12月分の助成金申請</b> 継続して対象の人には、前回の(不)交付決定通知書に申請書を同封しています。 初めて申請する人、前回申請していない人は、役場子育て支援課で申請書を受け取ってください。 ※①に該当する人で、認可保育園が待機となっており、届出保育施設利用料が無償化の限度額を超える人は、その差額を④で申請してください。 例：届出保育施設に通園 毎月 基本保育料48,000円を支払い ①で42,000円(3歳未満児上限額)まで無償→園に申請 差額の6,000円を④で申請→役場へ申請	

※申請の対象かどうかわからないなどご不明な点がございましたら、子育て支援課へお問合せください。



## 新入学準備金(就学援助) 受給申請を受け付けます

☎ 学校教育課 学校教育係  
☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線241)

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。前年所得などによって審査を行い、認定されれば援助を受けることができます。

令和5年度に新1年生(小学生・中学生)となる児童生徒がいるご家庭へ、就学援助の一部である**新入学用品費(入学準備金)のみ3月に先行して支給を行います**。希望する保護者は、期間内に申請してください。

- ▶ **対象者**
  - 申請期間内に須恵町内で住民登録がある人で、令和5年度に須恵町立小中学校に入学する児童生徒の保護者
  - 就学援助認定基準により経済的に困難と認められる人
  - ※生活保護を受給している世帯は、対象になりません。
- ▶ **申請期間**  
2月1日(水)～2月15日(水)まで 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)  
※2月15日(水)は夜間役場のため20時まで受け付けます。  
**※申請期間を過ぎた場合は、対象となりません。**
- ▶ **申請場所** 役場2階 学校教育課窓口
- ▶ **申請に必要なもの** 校納金口座振替を希望する口座通帳(西日本シティ銀行または粕屋農協のみ)
- ▶ **提出書類** 令和5年度新入学準備金受給申請書(役場2階学校教育課窓口備え付け)  
※令和4年1月2日以降に須恵町に転入した世帯は、18歳以上の世帯全員の令和4年度所得証明書が必要です。

次の書類をお持ちの人は、各書類の提出が必要です。

- 児童扶養手当の証書(写し)
- 遺族年金・障がい年金受給金額がわかる書類(写し)

**!** 今回は「入学準備金のみ」の受給申請です。

学用品費、給食費などの援助が必要な人は、改めて「令和5年度就学援助制度」の申請(6月予定)が必要です。

## アザレアホール 完全休館のお知らせ

☎ 社会教育課  
☎ 934-0030(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線605)

**2月13日(月)**は停電検査のため、アザレアホールを8時～17時までの間、**完全休館**いたします。  
館内への**立ち入りは一切できません**のでご注意ください。

- 窓口を閉鎖しますので、申請受付も行いません。**  
ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。
- 当館管理施設の定期利用団体は、鍵の受け取りおよび返却が通常と異なりますのでご注意ください。



## 高齢者インフルエンザ予防接種の 期間は1月末までです！

☎ 健康増進課 保健予防係  
☎ 687-1530(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線168)

- ▶ **対象者**  
接種当日、須恵町に住民登録があり、①または②に該当する人  
①65歳以上の人  
②60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有する人(身体障害者手帳1級程度)
  - ▶ **実施期間**  
**1月31日(火)まで**(病院の診療時間内)
  - ▶ **自己負担金**  
1,600円
  - ▶ **持参するもの**
    - 住所、氏名、年齢が確認できるもの(健康保険証など)
    - ②の対象者は、身体障害者手帳
- ※生活保護受給者は、自己負担金が免除されますので、診療依頼書をお持ちください。  
※福岡県内で接種ができる医療機関は、右のQRコードで確認ができます。



## 農業委員会委員を募集します

☎ 地域振興課 農業振興係  
☎ 932-1438(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線214)

現農業委員会委員の任期満了に伴い、公募を行います。

- ▶ **農業委員会とは**  
農地法に基づく権利移動などに関する許可業務に加え、農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進を行う組織です。
- ▶ **委員の選出・任命について**  
委員は、町長が議会の同意を得て任命します。  
あらかじめ、地域の農業者や農業団体から候補者の推薦を求めるとともに、公募を行います。  
農業委員会は、原則として委員の過半数が認定農業者であることが求められます。委員の年齢、性別などに著しく偏りが生じないように配慮することや、女性や青年の登用推進が求められます。
- ▶ **任期** 令和5年7月20日～令和8年7月19日
- ▶ **受付期間** 1月16日(月)～2月15日(水) 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)
- ▶ **申込方法**  
役場2階地域振興課窓口で応募書類を受け取り、必要事項を記入のうえ、地域振興課農業振興係に郵送または持参により提出してください。FAXでも受け付けます。  
※応募用紙は須恵町ホームページからダウンロードできます。
- ▶ **提出先** 須恵町役場 地域振興課 農業振興係(2階)  
〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地 FAX 931-1827
- ▶ **候補者評価委員会の開催時期** 2月下旬(予定)